明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（一〇五）　五
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一〇六）　六
○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（一〇七）　七
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（一〇八）　八
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（一〇九）　九
○関税暫定措置法の一部を改正する法律（一一〇）　九
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（一一一）　九
○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（一一二）　九
〔政　令〕
○統計法施行令の一部を改正する政令（三六〇）　九
○平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三六一）　九
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三六二）　九
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三六三）　九
○下水道法施行令の一部を改正する政令（三六四）　九
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（三六五）　九
〔府　令〕
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府七一）　一〇
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七二）　一〇
〔省　令〕
○薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（厚生労働一二七）　一二
〔規　則〕
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九―六―七七）　一二
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―七八）　一二
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―二四）　一三
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―四一）　一三
○平成二十六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え（同九―一三六）　一四
○平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例（同九―一三七）　一四
〔国会事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項　一四
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示二五）　一四
〔公　告〕
諸事項　一四
裁判所
破産、再生関係　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一〇五号）（内閣官房）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一　関係

1　俸給表の改定

㈠　指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。（法第一条の規定による改正後の別表第一～別表第一〇関係）

㈡　医療職俸給表㈠を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。（法第二条の規定による改正後の別表第一～別表第七、別表第八ロ及びハ並びに別表第九～別表第一一関係）

2　諸手当の改定

㈠　初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を改定すること等とした。（第一〇条の四関係）

㈡　通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を改定することとした。（第一二条関係）

㈢　勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の八二・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九二・五）に引き上げること等とした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の七及び附則第一一項関係）

㈣　地域手当の級地区分及び支給割合を見直すこととした。（第一一条の三～第一一条の五関係）

㈤　広域異動手当の支給割合を改定することとした。（第一一条の八関係）

㈥　単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を改定することとした。（第一二条の二関係）